

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年12月は28万円、17年1月から19年6月までは30万円、同年7月から20年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を平成17年7月4日及び同年12月27日は30万円、18年6月19日は33万円、同年12月22日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月2日から21年2月16日まで
② 平成17年7月4日
③ 平成17年12月27日
④ 平成18年6月19日
⑤ 平成18年12月22日

年金事務所からA社の同僚に係る標準賞与額の記録が回復されている旨の連絡があった。A社の賞与明細書を確認したところ、賞与が支給されているにもかかわらず、年金事務所にはA社に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が反映されていなかった。また、A社における標準報酬月額は、私が保管している給与明細書の支給額よりも低額で記録されている。正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立

てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成16年12月から20年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、16年12月は28万円、17年1月から19年6月までは30万円、同年7月から20年9月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①の報酬月額の届出誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年10月から21年1月までの期間について、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致又はオンライン記録より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、平成20年10月から21年1月までの期間の標準報酬月額については、A社から健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が届け出されており、既に報酬月額に基づく記録となっている。

また、申立期間②から⑤までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月4日及び同年12月27日は30万円、18年6月19日は33万円、同年12月22日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②から⑤までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 4 月から同年 7 月までは 7,000 円、同年 8 月は 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 35 年頃まで
② 昭和 42 年 8 月頃から同年 12 月頃まで

私は、昭和 24 年頃に B 事業所（後に、C 事業所に名称変更。）において正社員となり、その後 34 年か 35 年頃に同事業所の支配人が客とのトラブルが元で亡くなったことをきっかけに C 事業所を退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が 27 年 3 月で切れており不思議に思う。

また、昭和 42 年 8 月頃から D 市 E 区にあった事業所に試験を受験することを前提に入社し、送迎バスの運転手をしながら送迎の合間には試験のための練習をしていた。

結局、試験に合格できず退職したが、勤務していた期間については給料をきちんともらっており厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の B 事業所及び C 事業所における勤務等に係る具体的な記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、C 事業所の運営を行っていた A 社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所記号簿によると、同社は、昭和 27 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている（以下「全喪」という。）ことが確認でき、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」とい

う。)において、申立人は、同日より5か月前の同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが記録されている。

しかしながら、同被保険者名簿を見ると、申立人には昭和27年8月1日に標準報酬月額の時改定が記録されており、不自然な記録となっている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)において同社に係る記録を見ると、資格喪失年月日欄及びその原因欄には、それぞれ「27.4.1」及び「全」と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に前述の被保険者名簿において、資格喪失日が昭和27年4月1日となっている11人の被保険者のうち申立人を含む7人の被保険者に同年8月1日の時改定の記録が見られ、その全員の旧台帳における資格喪失の原因欄が「全」と記録されていること、また、当該事業所の被保険者名簿において、資格喪失日が同年4月1日以外の日付であり全喪日より前に当該事業所を退職したと考えられる者の旧台帳における資格喪失の原因欄が「解」と記録されていることから、社会保険事務所では「全」と「解」を区別して記録している様子うかがえる。これら旧台帳の記録の状況を踏まえると、当該「全」は全喪を意味すると考えられ、申立人は、当該事業所の全喪を理由に被保険者資格を喪失したとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は社会保険事務所に対して、申立人が全喪日より前の昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったのではなく、全喪日である同年9月1日に当該届出を行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿により、昭和27年4月から同年7月までは7,000円、同年8月は8,000円とすることが妥当である。

2 一方、A社は、昭和27年9月1日に全喪しており、申立期間①のうち同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

これについて、B事業所の当時から中心的な役割を担っていた申立人の上司は、「事業所の支配人が代わり、締め付けがきつくなった。その結果、支配人が厚生年金保険や健康保険への加入を独断でやめてしまったことを記憶している。」とし、それ以後は、自身や申立人を含む多くの従業員が、厚生年金保険及び健康保険への加入無しに同事業所に勤務していたと述べている。

また、A社は既に全喪しており、当時の支配人も既に死亡していることから、同社における厚生年金保険の適用について確認することができない上、連絡の取れた複数の同僚も申立期間①のうち昭和27年9月1日から35年頃までの期間において厚生年金保険料を控除されていたことを具体的に記憶している者はいない。

このほか、申立人が申立期間①のうち昭和27年9月1日から35年頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 27 年 9 月 1 日から 35 年頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、自身が勤務した事業所の名称や同僚等の氏名を具体的に記憶していないものの、申立人が勤務した可能性のある事業所として名前を挙げた 3 つの事業所のうちの 1 つである F 事業所は、昭和 36 年から 44 年まで D 市 E 区に実在し、その立地等が申立人の主張と符合すること、また、申立人は、入社や退職の経緯及び勤務の状況等について具体的に述べており、それらが同僚の証言等と符合することから、期間や時期の特定はできないものの、申立人は申立期間②に同事業所に勤務していたと考えられる。

一方、F 事業所は適用事業所としての記録は無いが、同僚の証言から同事業所の従業員は G 社において厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

しかしながら、G 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は見られず、申立期間②に被保険者記録のある元従業員 4 人からの証言によれば、そのいずれもが申立人と同様に試験を受験することを前提に入社し、送迎バスの運転手から始めたとしているが、申立人を記憶している者はいない上、同社における厚生年金保険の適用についても具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、「同じ時期に入社して試験を受験したが、合格できずに退職した同僚が一人いる。」と述べているが、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に 3 か月程度の記録を持つ者は確認できない上、当該期間の健康保険証の番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もみられない。

さらに、F 事業所の運営を行っていた G 社の当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継事業所である H 社には当時の資料等は残されていないことから、申立人の勤務期間及び G 社における厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、申立人の G 社における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業部総務課における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで
私は、昭和38年4月から45年7月末まで、A社に勤務した。

昭和40年3月にA社本社から同社C営業部に転勤となったが、その際も継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録に1か月の空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年3月1日に同社本社から同社C営業部総務課に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業部総務課における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 20 日

平成 18 年 6 月に 54 万円以上の賞与を受け取ったにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額は 16 万円になっている。賞与支給明細書を提出するので調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書及びA社が保管している賞与台帳に記載されている保険料控除額に基づく標準賞与額はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、平成 18 年 6 月 20 日の支給日において、標準賞与額が 16 万円と記録され、申立人が、同年 3 月 21 日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社における資格を取得していることが確認でき、当該賞与の支給日において、申立人は同社における被保険者であったと認められる。

一方、A社が保管している「平成 18 年上期賞与支払に関する覚書」により、申立人を含むB社からA社に転籍した者について、両事業所がそれぞれの在籍期間に応じて賞与を支給するが、本人への支給に当たっては、便宜上A社がB社の負担分と合わせて支給すること、及び厚生年金保険料の控除については、支給日に被保険者資格を有しているA社が負担する賞与額に基づく標準賞与額に係る厚生年金保険料のみ控除する旨が記載されている。

これらのことから、申立期間に係る申立人のオンライン記録は、当該覚書に基づいた取扱いにより記録されたものと認められる。

なお、賞与支給明細書及び賞与台帳により、B社及びA社のそれぞれから支給された賞与額及びA社が支給した賞与に基づく標準賞与額に係る保険料

が控除され、B社が支給した賞与に基づく標準賞与額に係る保険料が控除されていないことが確認できるが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格は平成18年3月21日に喪失しているところ、厚生年金保険法上、資格喪失後に支給された賞与に係る保険料は徴収されないことから、同年6月20日に同社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除することはできない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

日本年金機構の調査により、A社及びB社（いずれも現在は、C社）に勤務していた期間の標準報酬月額の記録に誤りが見付かったとして、平成 23 年に厚生年金保険の記録が訂正されたが、一部の期間が減額訂正されたことは納得できない。また、入社から顧問就任まで給与が減額されたことはなかったはずであり、昭和 56 年 10 月から 1 年間の標準報酬月額が、前後の期間より低くなっていることは不自然である。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、日本年金機構により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、A社に係るオンライン記録の標準報酬月額が2か所訂正されたうち、標準報酬月額が従前よりも下がった期間について当該訂正は誤りであると申し立てている。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和 35 年 1 月 6 日の資格取得時の標準報酬月額が 1 万 2,000 円、同年 10 月 1 日の定時決定時の標準報酬月額が 1 万 4,000 円と記載されており、これらの等級差は 1 等級であり、定時決定（当時は毎年 10 月）以外の月に随時改定された記載は無いことから、同年 5 月 1 日に随時改定することは考え難い、また、同年 5 月 1 日に標準報酬月額の上限改定が行われ、その後社会保険庁（当時）が健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録をオンライン化した際に、同日における標準報酬月額を前月と同額の標準報酬月額とすべきところ、同年 10 月の標準報酬月額を誤って登録したものと考えられる。

また、C社は、当時の資料は無く当該期間の厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

申立期間②について、B社が加入していたD厚生年金基金及びD健康保険組合が保管している申立人に係る標準報酬月額記録はオンライン記録と一致している。

また、C社は、当該期間の申立人の標準報酬については社会保険事務所（当時）の記録どおり届出した旨回答している。

さらに、当該期間において標準報酬月額が申立人と同様に推移している同僚は、「業績が良い時期には手当が支給された。標準報酬月額が下がっているというより、その前の期間が上がり過ぎたと考える方が実情に合っていると思う。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 9 日から 54 年 7 月 1 日まで

「職歴書・給与証明書・申出書」(以下「職歴書」という。)には、昭和 49 年 4 月から 54 年 6 月までの期間、A 社に勤務したと記載されている。しかし、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 52 年 10 月 9 日となっており、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載した職歴書には、昭和49年4月から54年6月までの期間、A社に勤務していた旨記載されている。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者記録により、事業所名は不明であるものの、昭和49年2月1日に被保険者資格を取得し、52年10月8日に離職している記録が確認でき、当該雇用保険被保険者記録は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録と一致する(厚生年金保険では退職日の翌日が資格喪失日となる。)

また、A社の閉鎖登記簿謄本によると、A社は昭和53年12月に破産宣告されていることが確認できるところ、A社倒産時に勤務していた複数の同僚は、「当社が倒産したとき申立人は在籍していなかった。」と証言している。

さらに、職歴書には、申立人が、昭和49年4月から54年6月までの期間、A社に勤務していた旨記載されているが、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は49年2月1日となっている上、申立人がA社を退職した後、勤務したB事業所における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日はいずれも53年8月23日となっていることから、当該職歴書の記載内容と符合しな

い。

加えて、申立人は、職歴書に最初に勤務した事業所としてA社を記載しているが、申立人に係る厚生年金保険の最初の被保険者記録は、昭和46年3月から48年8月までの期間、C社D工場における被保険者記録が確認できる上、戸籍の附票によると、上記期間における申立人の住所はC社D工場の所在地と同じであり、申立人は当該期間に勤務したC社D工場を記載していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 28 日から 48 年 6 月 1 日まで
A事業所（現在は、B事業所）で妻と一緒に勤務していたにもかかわらず、妻には厚生年金保険の被保険者記録があり自身に無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と一緒にA事業所に勤務していたと主張しているが、B事業所は、当時の関係資料は既に廃棄済みであると回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間にA事業所における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務状況等に係る証言は得られなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、同名簿において健康保険整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和25年3月29日から26年3月1日まで

私は、工業専門学校を昭和24年3月に卒業し、知人の紹介によりA社B出張所に新卒入社し、26年2月に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が勤務期間と違うのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B出張所を退職後に勤務したC事業所の申立人に係る人事記録及び同僚の証言から判断すると、同期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び同期入社した同僚に対して、昭和24年7月7日に記号番号が払い出されていること、資格取得日を同年5月1日に遡って資格取得をしていることが確認できる。

また、申立人及び当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票には、最初の資格取得年月日欄に昭和24年5月1日と記載されており、上記名簿の資格取得日と一致する。

さらに、A社B出張所は、昭和26年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事務担当者も死亡しているため、当時の状況を確認することはできない。

申立期間②について、上述の人事記録において「昭和26年2月8日同社解散により退社」、「昭和26年2月9日 C事業所勤務」と記載されていることが確認できる。しかしながら、A社B出張所は既に倒産し記

録は残っておらず、申立人がいつまで勤務していたか記憶している者もない上、昭和 25 年 3 月には一時帰休があったとの証言もあることなどから、申立人の同社における退社時期を特定することはできない。

また、上記名簿において申立人の資格喪失日と同日の昭和 25 年 3 月 29 日に資格喪失している複数の同僚及び申立人は、「倒産前は給料の不払いがあった。」旨の証言をしている。

さらに、A社の解散日は、登記簿謄本が廃棄されているため確認することができないが、D本社は、昭和 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は、D本社の倒産前後の期間であったと考えられる。

加えて、A社B出張所は、昭和 26 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、適用事業所でなくなる日まで被保険者記録がある同僚は、住所不明又は死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月末まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。

A 社に勤務していたことを示す資料として、私が写る当時の職場旅行の写真を提出するので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する申立期間当時の職場旅行の写真から、期間は定かではないものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人より先に A 社に入社し、申立人の退職後も継続して同社に勤務していたとされる勤務形態や職種において同質性が高い同僚は、申立期間には厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないが、申立期間の後に同社において結婚後の姓で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、連絡の取れた別の同僚は、入社時から最初の 1 年間の被保険者記録が確認できないところ、自身の記録について「入社当初は、社会保険には加入せずに、親の国民健康保険に加入していた。」と述べており、これらの状況を踏まえると、A 社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等を保管していないこと

から、申立人の同社における厚生年金保険の適用について確認することができない上、連絡の取れた複数の同僚からは、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 15 日から 47 年 12 月 21 日まで

同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で3つの被保険者期間があるが、脱退手当金の支給日より前に支給対象となっていない被保険者期間がある。脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の当時の事務担当者によると、「退職者にはその都度脱退手当金の説明をしており、請求するか否かは当人の意思に任せた。」と述べており、同社の元同僚は、「総務課の担当者から、請求すれば手当金が支給されるとの説明を聴き、脱退手当金を受給した。」と証言している。

また、C年金事務所には、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、住所欄には、申立人が退職当時居住していたとする住所地が記載されていることが確認できる上、当該住所地に近い郵便局が脱退手当金の送金先として指定されているなど、申立人の意思に基づき請求が行われたものと考えられる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。